

# 日 本 生 理 学 会 会 則

平成 12 年 3 月 28 日改訂

1. 本会は日本生理学会と称する。
2. 本会は生理学の進歩発展をはかることを目的とする。
3. 本会は毎年 1 回大会を開いて会員の業績を発表討議し、総会および評議員会を開いて会務を評議する。大会の開催は前もって全会員に通知し演題を募集する。なお会員は各所在地において適宜地方会をつくり、業績を発表討議することができる。
4. 演題あるいは抄録を発表するため邦文機関誌の日本生理学雑誌を発行し、欧文の The Japanese Journal of Physiology を編集する。
5. 会員は正会員、特別会員、名誉会員、準会員、賛助会員とする。正会員は、本会の趣旨に賛同する同学者で評議員の紹介あるものに限る。学会および機関誌に業績を発表することができ、また日本生理学雑誌の頒布を受ける。

特別会員は多年本会に功労のあった会員で、評議員から推薦され総会の賛同によって定められる。

名誉会員は、本会に多大の貢献のあった外国人で、評議員から推薦され総会の賛同によって定められる。

賛助会員は本会の趣旨に賛同し、本会を支援する個人または団体とする。

準会員は学校、図書館、研究所等の団体で会誌の頒布のみを受ける。

会員の会費は別に定める。

6. 本会の役員には評議員、常任幹事、監事および当番幹事がある。
7. 評議員は本会の中核となる会員であって、評議員の推薦により選考委員会を経て評議員会に附議して決定される。  
評議員会は毎年大会の際開催され本会に必要な事項を評議する。  
評議員会は地区別に定数の常任幹事を選出し、日常および緊急の会務を委嘱する。
8. 常任幹事の中に庶務・会計・編集等幹事をおく。
9. 常任幹事会で選ばれた 2 名の監事が本会の会計を監査する
10. 当番幹事は大会の開催を引受けた評議員であって、大会の一切の事務を行なう。大会終了後次回

当番幹事に事務引継を行なって任期を終わる。この任期中は常任幹事会・評議員会および総会を招集しこれを司会する。

11. 常任幹事会は必要に応じて各種の専門委員会を設け委員を委嘱することがある。必要に応じその委員は常任幹事会に出席し専門事項の審議に参加する。
12. 本会の会計年度は毎年 1 月に始まり 12 月に終わる。
13. 本会の事務報告は総会および日本生理学雑誌に発表する。
14. 本会の事務所は東京都文京区本郷 3-30-10 布施ビル (4 階) 内におく。
15. 本会則を変更するには評議員会の決議を経て総会の承認を得なければならない。

## 附 則

### < 常任幹事会に関する事項 >

全国を 8 地区に分け、常任幹事は各地区の評議員の互選により選出される。地区及び定員は下表による。任期は 3 年とし重任を妨げない。各地区の評議員は、地区の定員に相当する数以内の氏名を所定の投票用紙に記入して投票を行う。投票は無記名とする。投票用紙に同一氏名を複数記入した投票は無効とする。得票数同数の場合は入会順、年長順に順位を決定する。欠員を生じた場合は、常任幹事会の議を経た後、次点者を以てこれにあてることができる。この場合の任期は前任者の残任期間とする。選挙事務は選挙管理委員会に委嘱する。選出された常任幹事の氏名は日本生理学雑誌上に報告する。

幹事の選出区分	定員 (計 31 名)
北海道地区	2 名
東北地区	2 名
関東地区 (新潟を含む・東京を除く)	5 名
東京地区	7 名
中部地区	5 名
近畿地区	4 名
中国四国地区	3 名

九州地区

3名

なければならない。その他特に評議員選考委員会  
が推薦するもの。

<会費に関する事項>

正会員の会費は年額10,000円とする。但し在学中  
の者については3,000円とする。特別会員・名誉会  
員の会費は免除される。準会員の会費は年額9,500  
円とする。

2) 評議員はThe Japanese Journal of Physiologyを  
購読するものとする。

3) 会費滞納の会員は会員の資格が自然消滅する。

4) 庶務幹事は必要な場合に限り日本生理学会代表  
と称することができる。

5) 本会に次の常置委員会をおく。日本生理学雑誌  
編集委員会、The Japanese Journal of Physiology  
編集委員会、評議員選考委員会、選挙管理委員会

6) 文部省科学研究費補助金審査委員候補者の選出  
方法は別に定める。

内 規

1) 評議員選考基準：原則として満3年以上本会員と  
して在籍し相当の生理科学の業績発表があり、満5  
年以上の研究歴があるもので本会評議員の推薦が